

令和6年能登半島地震により被災した家屋等の公費による解体について

1 趣旨

令和6年能登半島地震による災害の二次被害の防止並びに市内の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、災害に係る被災家屋等について災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金実施要領第2の1に規定する災害等廃棄物処理事業に基づき、建物所有者からの申請により市が所有者に代わって解体・撤去事業を実施するもの。

2 対象となる被災家屋等

生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため解体・撤去が必要な個人が所有する住家等又は事業所等（中小企業者等が所有するものに限る。）であって、罹災証明書等により「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」若しくは「半壊」の判定を受けたもの、又はこれに準じる状況と市長が認めたもの（門、塀、擁壁、樹木等は原則対象外。ただし、被災家屋等と一体的に除去する必要があると認められる場合は対象）

3 制度の種類

(1) 公費解体

所有者の申請に基づき、市が所有者に代わって被災家屋等の解体・撤去を実施するもの。所有者の費用負担は無し。

(2) 自費解体（費用償還）

公費解体の実施前に所有者がすでに自費で被災家屋等の解体・撤去を実施済みの場合、その費用を償還するもの。（市が定めた基準により算定した金額の比較により償還金額を決定するため、全額の償還とならない場合がある。）

4 申請受付期間

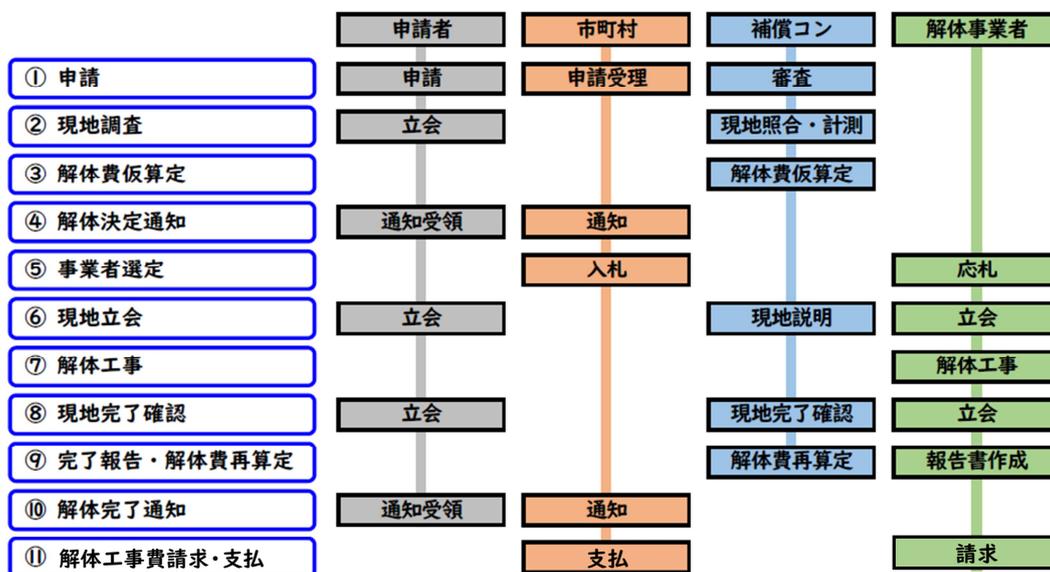
令和6年3月18日から7月31日まで

5 事業実施の条件

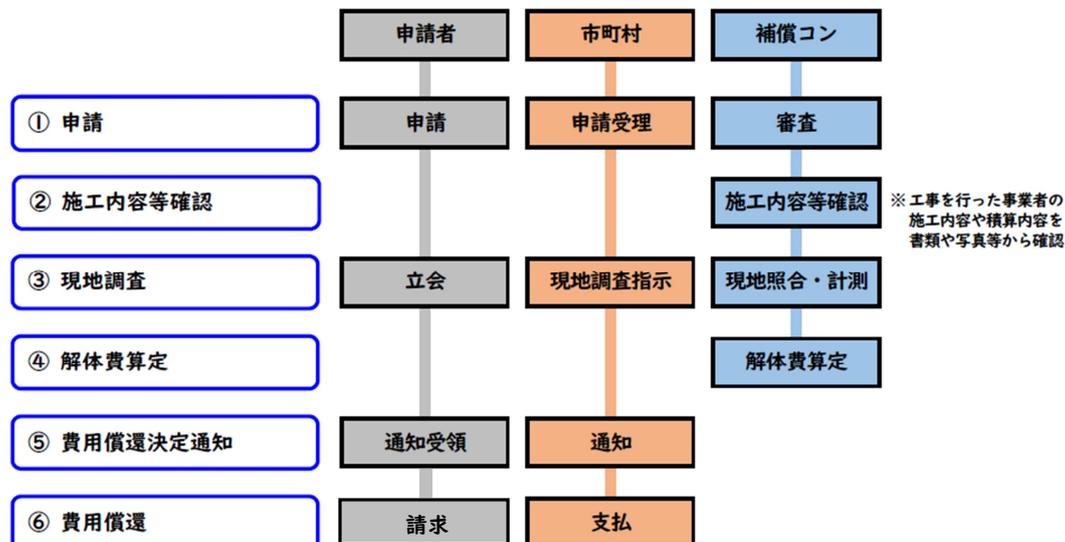
- (1) 被災家屋等の全体を解体すること。（一部のみの解体やリフォーム等は対象外）
- (2) 被災家屋等の解体の実施前までに当該家屋等内の一切の動産を搬出すること。
- (3) 被災家屋等の解体の実施前までに当該家屋等の水道、下水道、ガス等の配管及び電気、電話、有線放送等の結線等の除去に伴う諸手続きを完了すること。
- (4) 被災家屋等の解体のために隣接地への立ち入り、掘削等が必要となる場合は、当該隣接者の同意を得ること。
- (5) 被災家屋等の解体の実施前までに近隣住民にその周知を行うこと。
- (6) 被災家屋等の解体に伴う各種手続きについて自ら行うこと。
- (7) そのほか市長が必要があると認める事項。

6 事務フロー

(1) 公費解体 (申請受付)



(2) 自費解体 (費用償還)



7 予算対応

令和6年3月補正予算 被災家屋等解体費 62,000千円